

時事新報

第二千六百二十四號
明治三十三年四月十四日 月曜日
舊曆庚辰二月廿五日 (乙丑)

出刊時間
午前七時
午後二時
午後六時
入会費
月費
半年費
年費

(西曆一千八百九十年)

時事新報定額

特刊新報一年三百六十五日一日、休刊セズ其代償選
送料廣告料ハ左ノ如シ
一、三個月前金五十員〇三個月前金一圓五十員〇六個月前金三
一、三個月前金五十員〇三個月前金一圓五十員〇六個月前金三
〇時事新報社より直接ニ郵便ニテ送テスルモノニ限リ右定價ノ外ニ
一月十五員ノ送料ヲ申付ク

行	二付	十二日	十一日	十日	五日
一日以上	六日	六日	六日	六日	六日
六日以上	六日	六日	六日	六日	六日
十日以上	六日	六日	六日	六日	六日
六日以上	六日	六日	六日	六日	六日

時事新報廣告料前金

時事新報

國會議員之交際法

本年國會議員選挙の期も最早近々に迫りたるを以て都
都其向きの人々の中には選挙の準備に手を廻して候
議員候補者を定めんと奔走盡力するものあり或は其
候補者も略ぼ既に定まりたりとて人名表を作りて之を
印行する者もあり因て世上に評判するに未だ來國
會議員の人となり多しは士族流の人物ならざるなし
然るに此士族流の人は讀書推理を重んじて治國平天下
を謀るは最も得意とする所なれども實業に遠く又
財産に乏しきのみか他の種類の人にて漸く此流に混
雜せしむる所も有るなり是れは彼の士族流の國會
議員は所謂舊慣ありて足らざるの憾なきを得ざるを
ならんと雖もツツ々立憲政治の實況に照らして
國會議員の地位を按ずるに其交際法に錢を要すると少
なからず先づ議員候補者となりていふに選挙せらる
に迄には其入費も種々多にして例へば英國にてグラ
ッパストンの如きは其名望の盛んあるが爲め選挙區
民の選挙するに任せて自然に議員と爲るやうの始末あ
れども改選毎に消費する所は凡そ三万円以下ならず云
ふ其他名望を均して互に選挙を争ふか或は他黨の選
挙区に入りて旗幟を懸さんとする者の如き其費用も莫
大にして現に兩三度選挙を爲して相應の身代を費し
置し退き身を立つるに困窮して屢書屢電を以て落し去
たる者あるは我輩の見聞したる所あり或は或は首尾
飽く盡すも既に議員と爲れば國會開議の間は其
府衙の地に滞在して其政の集會、彼成の宴席、毎々招
かれて出席すれば我輩も亦人を招かざる可からず日
の所費あれば其地位を保持するが爲め選挙にも上等ある
を備へて車馬服飾日常の消費も亦固より少しとせず政
治上何れが必要なものも亦固より少しとせず政
力の申込あれば時に之に應じて可らず政治紛争の
間に在りて人氣毎々衰し西洋諸國人が國會議員た
るは既に有るを以て名譽を買はんとする一種の道
徳心に生ずるべきれば政治界の徳を以て自活の計を

立てんとするの念なく其交際法は都て華奢豪華を極め
て憲とせざるのみか近來英國などの模倣を見るに國會
議員が英國内の政治に就き誰れにも知れ渡りたる事
演説したりとて大に選挙人の耳を聳かす足らざるを
以て亞米利加、印度、支那、日本等に論議を暫時旅行
試みて奇談異聞の種を仕入る者少からず斯くて撰
筆に歸りて普通政治演説の中に外國仕入れの耳
慣れぬ奇談異聞を交れれば好者の人情ふれに耳を傾け
此人物は吾々の知らざる處を知れりて自然に其人に
重き位置と今今の日本の俗間に洋行歸りの重打を生
ずるに異ならず是等の狂言を實地に仕入れて之を演す
るが爲めは錢を費する最も多しと云ふ斯の如く彼
の國會議員等は初より選挙の入費を豫算して議員の
群に入るものなれば其交際法の出入りも左まで意
とせざるものとされども我が國會議員たる者は前條既
に述べたるが如く歐土士族流の人物にして特に第一國會
の事なれば其入費の一段に至りて或は未來を豫算せず
して至て茫然たる向きあしと云ふ可らず或は東西歐
俗を異にして生計の度も同じからざれば其交際法の如き
も多少の相違はあらんかあれども選挙の物入りも續き
て東京滞留中の諸君より帝國代議士の一人として其
位地位を保つが爲め家居衣服車馬萬端の費用を
測れば給料八百圓は僅に其一端を辨するに過ぎず特に
國會開議中東京滞留は三個月なりとするも地方議員は
臨時會若くは政黨上の會合に際して時々上京の必要も
あるべく演説と云ひ遊説と云ひ處を廻る場合もある
べく彼の士族流の國會議員は果して此等の費用に
堪へて之を支拂する程の用意ありや即ち我輩が四五
年前より國會議員の準備は先づ其獨立の財產を作る
に在りて之を籌説したる所以なれども今日と爲りて
は所謂憲を見て繩を縛ふの類にして之を説くも事實上
益あかる可きが故に我輩は愛に家産を改め今後我が國
會議員たる者の要務は其交際法に於て一種買物に
導き東洋の家産を削りて當世の務を成すまでに至ら
ざるも車馬服飾宴會遊説一時の好尚を逞けし
華社會に對しては嚴格ある局外中立を守り陋劣に居
て天下經綸の大家を抱き進歩國會事業に上りて雄辯
を逞げし高風清節凛然として俗交以外に一種の士風
を養ふの一事に在る可しと勸説するものなり若し然ら
ず國會議員が時流を追つて宴會遊説の興に乘じ甚だ
きは花柳に馳ち馬を逐ふの下に走らせて金衣公子と學
ぶに至れば一家の財政忽ち離離して結局金融に行き結
り其融通を開かんとして思ひも寄らざる類に入り込
み人の爲めに論議を曲げ金の爲めに節操を離れ遂には
國會の氣風を維持して其腐敗を防かんとするも勢制止
す可らざるに至る可し斯くては我國の國會が聯合へ平
和に經過するも既に其性質に醜臭を發して内外國人の
厭惡を招き結局國辱たるを免かる可らず故に我が國會
議員たる者は自から未だ未だ未だ其前途に絶せざるに
及んで交際法に質素を守るの覺悟あらんと我輩の老妻
心に於て偏に勸告する所のものなり

京都市村總左衛門氏の出品

美術館内に排列する刺
繍、友禪染の部に至りて縦覧人の眸子を凝す者の多
と見るは京都市村總左衛門氏の出品なり此度同氏が
美術館内に(今回本館には同氏の出品あり)列品したる
は總て十四品なるが今其重なる物と云ふれば雪ふ、露の
を寫したる屏風、杉に船を畫したる屏風、繻子に菊を
したる屏風、床の間の圓を畫したる屏風、漆布を畫したる
柱掛、流水に櫻の懸垂等あるが何れも皆意匠を凝ら
し手藝を練りたるものならざるはなし抑も同氏は祖先
西村總左衛門氏が慶長九年始めて織物業を開きしより
累代相繼りて刺繍、友禪染の業を營みしが舊幕時代に在
りて刺繍を爲したる織物を使用するは専ら諸大名に限
りたるものにて以下は皆に半拵等の粗末ある物
を用ふ事あれば同家の花主は多くは皆諸大名にして同家
の繁昌は云ふばかりよく常に日本一の名ありしが慶應
隆長は數の死かかれざる所なりしが忽ち王政維新となり
て大名も多も同階同席するの世と變じれば古の繁
榮に引換へて一時は殆ど困難の底に沈みたりしが此困
難こそ全く今日の旺盛を致すの礎となりしあり當代
の西村總左衛門氏は維新後海外貿易の漸く開くるを從
ひ他に率先して從來製する所の友禪染、刺繍の類を外
國に輸出するの計畫を爲しりしが昔日とは事更り販
路全く一變して外國人の需用に供する事なれば色染法
を始めて下給の意匠より手技に至るまで唯傳来の
遺法を守るのみにては到底販路を擴張するの見込な
く且つ刺繍友禪の漸く海外に輸出するの途を開くや忽
ち同業者皆取つて粗製濫造の品を出し爲に外商の信を
失ふの傾向あるを憂へ専ら改良の工風を凝らししが折
節京都府にて色染織立の學ありしかば他に先つて五
名の生徒に事實を授けて修業せしめ又從來刺繍友禪の
下書は一種拙劣なる下書職なるものありて之を掃きた
るも絶て意匠等のあるべきと云ふ技術を見るに堪へざれば
明治五年同氏は有名なる専門の畫師を雇ひて下書を
圖せしめれば大に世間の購求を博したり此染法下書
の改良は専ら同氏の發起にして他は皆之に依るもの
あり就中同氏は明治七年に於て天橋筋地に御覽閣を
築き友禪に染成し事々發明し工風を重んじて漸く同
十年に於て開きたる第一回内國勸業博覽會出品せし
かば忽ち同業者の模倣する所となりて今は早や普通の
ものとなりたるが當時若し専賣特許の條例あらばは
其利益は永く同氏の手裡に有る可きものありと又今回
美術館に出品したる床の間の圓を友禪染したる屏風は
頗る工風を凝らしたるものより由て屏風の地を床の間
の壁に擬し掛物、花活、釣香爐等を附して其全體を床の
間飾に見せ共最も意匠の存する所は掛物の圓中の山水
を雲舟の案臺より取り墨色の濃淡、藍の粗方、床柱の皮
松、雲板の空目等悉く微細に刺繍したる點にある事
なるが此意匠は既に登錄済となりたりと又屏風の織
には是まで金具を使用したりしも斯くては被損し安
く且つ外見も宜しからずとて残らず粗細を用ひて其結目
を顯はさず爾後自在に屈曲し且つ織法に傷つくの憂な
からしめたるも亦工風を凝りたるの一點にして意匠
許請願中あり其他杉に船を畫したる屏風に在る杉の葉
を刺繍したる色及び漆布を畫したる長き柱掛の如き
は則氏が最も新しく工風を凝らしたるものにて何れも
皆新趣向なるはなし同氏が祖先の業を續き世運の

進歩するに從て能く其機に
は次第に其光を放ち去る明治
出品したるを始めてして
に於て金具及び重質を得たる
共進會等出品して賞牌を得たる
外國にて受くるもの四圓、
二十五圓なりと云ふ

山葉宣補氏の風琴

上野博
の風琴は教育部數萬の出品出
氏は静岡縣遠州濱松人にして
夫の明治廿年三月東京音樂
體に於て稱譽を得たれども
りとの評を受け爾來研究尙
入れ彼處を對照して其構造
更に蒸氣機構を据付け又職
ありしが偶音樂各小學校に
二年に至りては一層の氣品
二百員代價は三萬六千圓と
を聞くに元來該品は掛付の
乾燥ならざるべからず爲り
を使用するときは濕氣に侵
防ぐも亦頗る困難なり
其材料を得ざるが爲め改良
氏は先づ濕氣の爲め生ずる
障を避らし千思萬慮を盡
木製なるが故に濕氣を帯ぶ
又鐵具も將に錆を生じ使用
を氣附き先づ内部の木製は
具へも錆塗を塗りて其害
最要なる部分よりは尙は濕
が改良極めて困難なるが要
あるが如し歐米に於て此板
を使用するに何分も濕氣
は排し工風を凝らし遂に
みたるに果して好結果を得
ふるが故に濕氣に觸れ
斷なく且つ木理の粗細も
たす遠に樂器全體に感動せ
するとなく其發音の美ある
し改良の有效を確りたる光
〇宿屋の仕合、素人家の
京市中の宿屋は概して
籠屋は出る客あれば入る
人も三さんとも死んで目
をなしたるものまで不
の知れぬ客は、
世までも一夜泊りの客を止
なりとて地方より上京し
けばお氣の毒さなから
なく外に在れば又もや
め不便なりと知りつゝ山
へ少からざるよりは迄門
蜘蛛の巣を纏ひたる最
思はず旅客の平均を取
づいて此者と其に樂する
て素人家は博覽會の爲め

進歩するに從て能く其機に
は次第に其光を放ち去る明治
出品したるを始めてして
に於て金具及び重質を得たる
共進會等出品して賞牌を得たる
外國にて受くるもの四圓、
二十五圓なりと云ふ

時事新報

手形先取權の第三條

我輩は朝野記者に對する再答中に人事は必要に迫られて起る者にして手形先取權などの行はるるに隨ひ彼の身代取調法の如きも自然の必要に迫られて起るものと云ふべし...

雜報

○ヒスマーク侯辭職の詳報 米國新聞によりて三月十八日より廿一日に至る歐洲電報を纂譯すれば左の如し辭職の原因に付て伯林に風説する所の一を擧ぐれば...

借むと同時に陽には假令へ侯なくとも獨逸兩國間の交誼は決して易るべきもあかるべしと云ふと雖も内心に獨りに恐怖する所あるが如し何となれば獨逸人は常に露兩國の相近づくを好まず侯が宰相たりし間は左る恐れなきに安心したれども今後は益々安心ならず或は兩國相結んで獨逸に對するが如き態度を見るに至るべし...

伊太利の關係 伊太利の總理大臣クリスチー氏はヒスマーク侯より今般と辭するに就ては獨逸兩國友誼の相繼らざる親密ならんことを希望する旨の電報を得て同氏は相繼らず充分の力を盡して目下の關係を維持すべきが故に假令へ今後如何なる變を生じて和親の破るゝ...

西牙の利害 獨逸の内政に帝と意見と異にして侯が辭職したりとて西牙には關係なければ從つて爲めに影響を蒙るべきと云ふものあり併し諸新聞紙の中王政黨即ち自由保守兩黨の機關新聞は之を以て歐洲に大影響の起るべき原因とし又共和黨の新聞紙は其結果は西牙までへ波及し來つて王政倒れ共和政起るの虞あるべしと論じたり...

○編纂と製造とは其意味大に異れり 茲に法律取調委員會なるものを司法省内に置き民法商法等の法典を編纂するの事大に世間の評判に登りしより編纂々々の際又大に世の流行となり殆んど世人の耳に慣れて民法編纂とあるからには古來日本に無きものを製作するに非ずして所謂仕來りの習慣風俗をその儘に法律の文句に直しその趣は切々の諸法律を編み集めて一部の法例全書を爲したるが如きものあらんと思ふ故も多き由なれ共今回將に發布にあらんとする風聞ある民法中には全く是迄に跡方もなき新條條も少なからざる由にて寧ろ是等は編纂したりと謂はんより新たに製造したるものと見る可きなりと云へり思ふに此民法の起草大率厘...

○登記法すくく廣まる 土地家屋の賣買又は抵當等には凡て區區役所に至りて證據を分明にする爲め登記を爲さざる可らずとの新法一たび發布せられてより其手續の記入りて且重なると實に一方ならず登記の一條に至りては毎度彼此の脱もあり利へ時日を費すと容易ならずとて中には種々の口説を演べ嘗て注意を促さんとする趣さへ見ゆる程なるに今度新作の民法には一層その登記の區域を擴めて第一借屋するも登記の手順を経ざる可らざる事となりと云ふ近く之を例せば東京十五區内幾萬の裏借り住居毎に一々裁判所の帳簿に登記の手續きを爲す可き按て裏借は文字の如く細の如き小冊掛かれ其法の綿密なる雪隠類の底に透達する今日の有様にて如何なる九尺間口の小屋と雖も決して之を許さず益々以て込入り重なる處置となる可し且新作の民法には公債證書を抵當に入れらるるにも尙此登記を要する手續となるやに聞けて是は借屋の登記程には嚴重ならずして登記の期限に自ら其短の差はありと云へり事の眞偽は今日より確り得られざる事あれ共若し果して實あれば將來登記所の繁昌は思ひ見るべしと云ふなり...

○獨逸帝と英國皇太子の會合 英國皇太子ウエーリス親王は獨逸帝を訪問せんとて去る三月廿一日の朝伯林に到着せしかば獨逸帝、皇太后及び皇女等は停車場まで出迎へ皇太子が下車するや否や獨逸隊は英國の國歌を奏し皇太子は皇太子を伴ふて共に馬車に乘り騎兵に護衛せられて宮城に入りたり當日皇太子は英國の軍服を着し皇太子は獨逸將官の正服を着したりしが市民は路傍より熱心に喝采せり偕て宵夜宮城に於て宴會を催し皇太子は皇太子の健康を祝して先年英國に赴きし時に受けたる厚遇を謝し次に兩國間の好情を維持し兩國の陸海軍相協力して平和の爲に盡力せん事を誓ひ目を述べしかば皇太子は帝の好意を謝し皇太子及び帝國の幸福を祝したるよし...

○收用審査會 東京府廳に於ては下谷、神田兩區鐵道敷地の件に付來三十日より土地收用審査會を開くよし...

○聯合町村會廢止の詳報 石川縣風至郡聯合町村會へ山本又一と云へる農人抜刀を提げて躍り入り副長田谷三郎氏を刺さんとせし由は此程の紙上に記載せしが今其詳報ありとて同地より通信し來りたるものを見るに其農人は甲州の産にして兼て輪船町の永井某方に宿泊し居たるが同人と田谷氏との間柄に如何なる關係のありしや其邊の事は未だ知るべからざれども同人は去る一日午後四時三十分頃其旅宿を立出で何方よりか長一尺五六寸許の刀を持ち來り箱を外し新聞紙を以て刀身を包み會場を距る凡そ一町程の處にて其紙を取去り白刃を閃かしたる會場へ飛び入り矢處に副長席に近づき田谷氏を目標けて討つたりしかば田谷氏は事の意外に驚きながら前なる車手にて之を防ぎ容易に手許に寄せ附けされば農人は車子の下を潜り抜けて田谷氏を衝かんとせしと會外席に在りたる風至郡書記田谷氏と稱し之を認して之を逃がらざる爲め田谷氏は問を得て逃げ延びしが農人は尙も其跡を追ひ來りや田谷氏の背部に切り附けんとする折しも一人の隣農其場に驅來り椅子にて之を支へしかば田谷氏は咄くも場外に逃げ...

選きたり農人 田谷の首を得 知らざるゆゑ 最中警察官 近江八景の一 山業水明 間にして陸道 となしければ 供にも安す 小山には煙 最とけし好 つけ又疎水中 日も納涼かた 一段高けれ 山科などの 水運往復時間 下り(即ち) せて新貨を取 復出來るなら 運搬の便を 種々の目録見 同疎水を以て さらるべしな 角京部に漫遊 るべしとなり ○桑港の西村 にして一昨午 最と大なる仁 仁王店と稱す 赴き從前より 及ばぬ程の有 り役人出張し のあるに付不 商店は昨年々 どあしたり其 行中の諸事 興する者なし 起る某は種々 商店にては右 さらざるが爲め 地方旅行中々 人々は事の 行出張店に 厘米入りナヤ ば多分は圓 店に廣く合 外きよは紙 取押に迷ひ ぶべし但し 爲り仁王尊一 桑港の近信...